

座間味村第9期高齢者保健福祉計画見直しによる  
「座間味村第10期高齢者保健福祉計画」策定業務委託仕様書

1 委託業務名

座間味村第10期高齢者保健福祉計画

2 委託業務の目的

老人福祉法第20条の8に基づき、座間味村第10期高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）を策定するにあたり、これまでの座間味村の基本理念や基本目標を踏襲した上で、高齢者の状況を的確に把握し、取り組むべき課題等について具体的方策を国・県・他市町村の動向を踏まえ、幅広い見地から検討するとともに、計画策定にかかる資料収集・作成・調査・分析など計画策定全般に関する業務を委託する。

3 委託業務の内容

(1) 沖縄県介護保険広域連合が実施した在宅介護実態調査を利用した集計分性及び座間味村介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施と集計分析

① 調査票等の作成

・対象者180人（要支援者を含む65歳以上の村民）

② 調査票回収後の作業

・データの入力、集計、分析、結果報告

(2) 村の現状の把握

(3) 高齢者施策の現状と課題の整理

(4) 本計画素案の作成

(5) 本計画策定委員会の運営支援（2回程度）

(6) その他、業務の目的達成に必要な業務

4 契約業務期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

5 成果品の納入

(1) 座間味村第10期高齢者保健福祉計画 A4版表紙カラー50部

(2) アンケート調査分析報告書 A4版1部

(3) 本計画素案の作成

(4) 電子媒体一式 (正・副)

## 6 その他

- (1) 本業務において知り得ることになった個人を特定できる情報については、その秘密を外部へ漏らしてはならない。業務終了後も同様である。この業務に携わるすべての職員にも徹底させること。
- (2) 本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。
- (3) 受託者は、第三者に対し、この業務についての権利を譲渡してはならない。
- (4) 成果品の著作権及び所有権は座間味村に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等、その他の権利に抵触するものについては、受託者が責任をもって処理する。また、座間味村の許可を受けずに、他に公表、貸与、使用してはならない。
- (5) 業務の進捗に沿って、担当者と十分に打ち合わせを行うこと。
- (6) この仕様書に定めのない業務については、委託者及び受託者で協議によりこれを決める。